



熊本県公報

第13437号
令和7年(2025年)
5月30日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 1
- 保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・（森林保全課） 2
- 保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 2
- 熊本県こども総合療育センター医療事務業務委託・・・・・・・・（障がい者支援課） 2
- クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施・・・・・・・・（薬務衛生課） 3
- 土砂災害警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（砂防課） 4
- 土砂災害警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・・（ 〃 ） 4
- 土砂災害警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・・（ 〃 ） 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録研修機関の登録・・・・・・・・（高齢者支援課） 6
- 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の
一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（監理課） 6
- 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措
置要領の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・（管理調達課） 6
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（高齢者支援課） 6

公 告

- 熊本県防災情報共有システム運用保守業務委託に係る契約の
相手方の決定・・・・・・・・・・・・・・・・（危機管理防災課） 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（建築課） 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（ 〃 ） 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（ 〃 ） 7
- 公共測量の終了・・・・・・・・・・・・・・・・（監理課） 7
- 公共測量の終了・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 8
- 農用地利用集積等促進計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・（担い手支援課） 8

登 載 依 頼

- たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（天草不知火海区漁業調整委員会） 9
- 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正
する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（人事委員会） 9
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・（ 〃 ） 10
- 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表
・・・・・・・・・・・・・・・・（有明海自動車航送船組合） 11

告 示

熊本県告示第443号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）5月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字宮園字居屋敷 539番2地先から 上益城郡益城町大字木山字居屋敷 341番3地先まで	157.4	土地区画 整理事業

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)6月2日

熊本県告示第444号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和7年(2025年)5月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町尾野尻字鏡山555番1、556番1から556番6まで、556番8から556番13まで、556番16、字下須557番1(次の図に示す部分に限る。)、557番2から557番11まで、557番13、557番14、557番18、557番31、557番32、字東高山763番6

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鏡山555番1・字下須557番1・557番2・557番4・字東高山763番6(以上5筆については次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第445号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和7年(2025年)5月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町北中島字前畑3537番3(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前畑3537番3(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第446号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和7年(2025年)5月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 委託の内容

熊本県こども総合療育センター条例(昭和30年熊本県条例第28号)第5条第1項に規定する使用料(同項に規定する診療等に係るものに限る。)及び熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第2条第1項第638号から第640号までに規定する手数料(窓口において現金で納められるものに限る。)の収納の事務

2 委託の相手方(指定公金事務取扱者)

株式会社ニチイ学館 代表取締役 中川 創太

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和7年(2025年)3月10日

4 委託をした日

- 令和7年(2025年)3月10日
 5 委託する期間
 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

熊本県告示第447号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定する研修(以下「研修」という。)及び同法第8条の3に規定する講習(以下「講習」という。)として次のとおり指定した。

令和7年(2025年)5月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
 (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 (2) 所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 研修及び講習の種類
 (1) 第1型研修(研修のうちクリーニング師が出席して受講するもの)
 (2) 第1型講習(講習のうちクリーニング業務の従事者が出席して受講するもの)
 (3) 第2型研修(研修のうちクリーニング師が通信制で受講するもの)
 (4) 第2型講習(講習のうちクリーニング業務の従事者が通信制で受講するもの)
- 3 第1型研修について
 (1) 開催年月日及び会場

開催年月日	会場
令和7年(2025年)7月27日(日)	大津町中央公民館 菊池郡大津町大字引水62番地
令和7年(2025年)9月7日(日)	市民会館シアーズホーム夢ホール 熊本市中央区桜町1番3号

- (2) 科目及び時間数
 ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間
 イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間
 ウ 洗濯物の処理 1時間
 エ 繊維及び繊維製品 1時間
 (注) 研修終了後、レポートの提出あり
- (3) 受講料
 5,000円

- 4 第1型講習について
 (1) 開催年月日及び会場

開催年月日	会場
令和7年(2025年)9月28日(日)	市民会館シアーズホーム夢ホール 熊本市中央区桜町1番3号

- (2) 科目及び時間数
 ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間
 イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間
 ウ 洗濯物の処理 1時間
 エ 繊維及び繊維製品 1時間
 (注) 講習終了後、レポートの提出あり
- (3) 受講料
 4,500円

- 5 第2型研修及び第2型講習について
 (1) 受講対象者(第2型研修、第2型講習とも同じ。)
 ア へき地・離島、遠隔地居住者
 イ 第1型研修及び第1型講習が都合により受講できない者
- (2) 受付期間及びレポート提出締切日

区分	受付期間	レポート提出締切日
研修 (第1回)	令和7年(2025年) 7月1日(火)から 同年8月15日(金)まで	令和7年(2025年) 9月12日(金)
研修 (第2回)	令和7年(2025年) 8月18日(月)から 同年9月30日(火)まで	令和7年(2025年) 10月27日(月)
講習 (第1回)	令和7年(2025年) 7月15日(火)から 同年9月30日(火)まで	令和7年(2025年) 10月27日(月)

- (3) 科目及びレポート課題（第2型研修、第2型講習とも同じ。）
 - ア 衛生法規及び公衆衛生
 - イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
 - ウ 洗濯物の処理
 - エ 繊維及び繊維製品
 - (4) 受講料
 - ア 第2型研修 5,000円
 - イ 第2型講習 4,500円
- 6 研修及び講習の問合せ先
 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センター
 熊本市中央区白山1丁目4番9号 末永ビル2階
 電話番号 096-362-3061

熊本県告示第448号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。
 令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮山	西原村宮山	別図1のとおり	地滑り
河原	西原村河原	別図2のとおり	地滑り

（別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第449号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。
 令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
河原(A5-5-1)	西原村河原	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
布田(P1-2-018)	西原村布田	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第450号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。
 令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宮山(N-49)-1	西原村宮山	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
宮山(N-49)-2	西原村宮山	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第451号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
後谷川	西原村河原	別図1のとおり	土石流
金山谷-2	西原村河原	別図2のとおり	土石流

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第452号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下古閑谷	西原村河陽	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
出ノ口谷-1	西原村宮山	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
出ノ口谷-2	西原村宮山	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
袴野川-2	西原村小森 西原村宮山	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
上鳥子	西原村鳥子	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
葛目2	西原村鳥子	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
古閑2	西原村鳥子	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

(別図1から別図7までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第453号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項の規定により登録研修機関として次のとおり登録更新をしたので、同法附則第24条の規定により公示する。

令和7年（2025年）年5月30日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称	事業所の所在地	登録更新年月日
株式会社セリナ熊本営業所	熊本市中央区坪井町6丁目3 5-6 セイシャルハイツA 205	令和7年（2025年） 5月25日

熊本県告示第454号

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年5月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領
熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成5年熊本県告示第243号）の一部を次のように改正する。

別表第2第12号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- この要領は、令和7年6月1日から施行する。
- この要領の施行前にした行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

熊本県告示第455号

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年5月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領
熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の一部を次のように改正する。

別表第2第10号中「禁鋼」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

熊本県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ジェネシス	ヘルパーステーション 優	上益城郡御船町 大字滝尾652 3番地90	令和7年 (2025年)6月1日	訪問介護

公 告

熊本県公告第345号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定

役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
熊本県防災情報共有システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県知事公室危機管理防災課情報通信班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年（2025年）3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本アイ・ビー・エム株式会社
東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
134,838,000円（うち消費税及び地方消費税の額12,258,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字六郎2289番1
1,116.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺二丁目1番28号
株式会社タウン開発

熊本県公告第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小黒松3538番2、同3538番3及び同3548番1
4,760.59平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区江越二丁目4番7号
株式会社サンタ不動産

熊本県公告第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
2工区
玉名市大倉字西原519番2、同557番4、同558番2、同558番3、同558番6、同558番7、同559番1、同560番1、同563番の一部、同563番2の一部、同564番、同564番2、同578番3、同578番4、同578番5の一部、同578番6及び同578番7
1,580.30平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名市大倉559番地の1
株式会社玉名ホンダ

熊本県公告第349号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（2級基準点測量、3級水準測量）	令和6年（2024年） 11月18日から 令和7年（2025年） 2月3日まで	宇城市松橋町及び小川町 地内

熊本県公告第350号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（数値地形図修正（地図情報レベル1000、2500、10000））	令和6年（2024年） 10月1日から 令和7年（2025年） 3月31日まで	菊陽町全域

熊本県公告第351号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	
永井 静子	宇土市	宮本 真次	宇土市	宇土市笹原町字潟開994
下田 正輝	宇土市	田代 信勝	宇土市	宇土市走潟町字走潟38ほか2筆
下田 利勝	宇土市	農事組合法人 走潟	宇土市	宇土市走潟町字走潟324-1
伊藤 國男	宇土市	吉川 翔太	宇土市	宇土市下網田町字義王1308-1
木下 高明 (亡) 木下 至	宇土市	吉川 翔太	宇土市	宇土市上網田町字宮ノ前296-1ほか2筆
寺野 安枝 (亡) 寺野 昭幸	宇土市	吉川 翔太	宇土市	宇土市上網田町字鑪平1908-1ほか1筆
磯野 清和	熊本市	吉川 翔太	宇土市	宇土市上網田町字上山3101-1ほか3筆
小畑 孝信	熊本市	吉川 翔太	宇土市	宇土市下網田町字義王1325ほか2筆
尾崎 信介 (亡) 尾崎 廣	宇土市	吉川 翔太	宇土市	宇土市下網田町字東品瀬410-1ほか2筆
蛙田 恵子	福岡県	菊池 正章	菊陽町	菊池郡菊陽町大字辛川字久保

	中間市			1774
鍋島 紀昭	合志市	瀬上 和則	熊本市	菊池郡菊陽町大字辛川字下鶴 1744
境 礼い子	菊陽町	ピースグリーン株式会社	合志市	菊池郡菊陽町大字辛川字下鶴 1688ほか2筆
森田 和子	菊陽町	株式会社菊陽オオツカファーム	菊陽町	菊池郡菊陽町大字辛川字池ノ窪10
坂田 陽平	菊陽町	阪田 典人	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字楠木639-1ほか1筆
藤本 春記	菊陽町	上田 誠也	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字堀向1102ほか2筆
藤本 清記	菊陽町	上田 誠也	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字中原3128-1ほか2筆
阪本 清貴	菊陽町	坂本 隆樹	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字津留2384-1
水上 ちあき	熊本市	吉岡 正和	菊陽町	菊池郡菊陽町大字津久礼字若宮1106-1
水上 ちあき	熊本市	梅田 國雄	菊陽町	菊池郡菊陽町大字津久礼字古屋敷1191
笠 和成	三重県名張市	内藤 文紀	菊陽町	菊池郡菊陽町大字津久礼字杉ノ本3734ほか1筆
坂本 恭一	菊陽町	株式会社古澤農園	阿蘇市	菊池郡菊陽町大字原水字村上4254-1ほか1筆
村田 誠子	菊陽町	中村 秀人	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字中前通5258-3
緒方 利雄	菊陽町	N A S U f a r m e r 株式会社	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字上中野5448-1ほか7筆
小林 祐市	荒尾市	松永 久代	荒尾市	荒尾市上井手字婦毛287
中嶋 武 (亡)中嶋清臣	荒尾市	松永 久代	荒尾市	荒尾市下井手字前田321
笠間 雄一	荒尾市	宮本 静子	長洲町	荒尾市牛水字南道々1827
稗田 美津男	荒尾市	稗田 直義	荒尾市	荒尾市樺字横打2521-2 ほか13筆

2 認可年月日
令和7年(2025年)5月22日

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第204号
ガザミ資源保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。
令和7年(2025年)5月30日
天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

- 1 指示の内容
不知火海の熊本県海域においては6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
令和7年(2025年)5月30日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第24号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和6年熊本県条例第44号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規則による改正後の熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則第11条第3項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会訓令第1号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）の5職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項を次のように改める。

<p>5 職員の給与その他の勤務条件に関する事務</p>	<p>1 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）第10条第1項及び第2項並びに第16条の2第3項の規定に基づく承認に關すること。</p> <p>2 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）第6条の2に規定する人事委員会がこれに準ずると認める事情及び第10条第2項の規定に基づく承認に關すること。</p> <p>3 熊本県職員等の給与簿に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第13号）第13条の規定に基づく指定又は承認に關すること。</p> <p>4 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第3号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第3項の規定に基づく承認に關すること。</p> <p>5 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年熊本県人事委員会規則第6号）第5条第2項、附則第1条第1項及び第6項並びに第11条の2第1項及び第10項の規定に基づく協議に關すること。</p> <p>6 「住居手当の運用について」（昭和49年12月23日付け人委第530号）規則第6条関係第4項の規定に基づく協議に關すること。</p> <p>7 熊本県職員の通勤手当に関する規則（昭和33年熊本県人事委員会規則第9号）第10条、第15条及び第16条第1号に規定する人事委員会が認めるものに関するこ</p> <p>8 「通勤手当の運用について」（昭和33年10月21日付け人委第615号）規則第11条関係第2項及び規則第16条関係第7項第5号に規定する人事委員会が認める住居、規則第16条関係第7項第1号、第4号及び第5号に規定する人事委員会が認めるもの並びに規則第17条の3関係第2項第3号に規定する人事委員会が認める事由に關すること。</p> <p>9 熊本県職員単身赴任手当に関する規則（平成2年熊本県人事委員会規則第2号）第5条第2項第2号から第6号までに規定する人事委員会が認めるものに関するこ</p> <p>10 「単身赴任手当の運用について」（平成2年3月2</p>
------------------------------	---

	<p>3日付け人委第551号)規則第5条関係第5項第1号、第2号及び第6号に規定する人事委員会が認めるもの並びに規則第8条関係第3項の規定に基づく協議に関すること。</p> <p>1 1 「期末手当及び勤勉手当の支給について」(昭和38年12月25日付け人委第792号)第32項第6号の規定に基づく協議に関すること。</p> <p>1 2 熊本県職員勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第2条第5項の規定に基づく承認並びに第4条第2項及び第17条の規定に基づく協議に関すること。</p> <p>1 3 熊本県職員勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第3条の2の規定に基づく協議及び第23条の規定に基づく承認に関すること。</p>
--	--

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表(公告)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

令和7年5月30日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船事業の令和6年度下半期(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数176,282台、車両収入481,212,160円、同乗旅客177,360人、同乗旅客収入76,567,970円、一般旅客数33,059人、一般旅客収入15,291,340円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数3,225台(1.9%)の増、車両収入10,255,090円(2.2%)の増、同乗旅客数7,927人(4.7%)の増、同乗旅客収入4,033,840円(5.6%)の増、一般旅客数650人(2.0%)の増、一般旅客収入279,580円(1.9%)の増となる。

(2) 職員数(令和7年3月31日現在)

一般職員 8人
船舶職員 11人
合 計 19人

(3) 条例、規則の制定改廃

○ 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部を改正する条例

(4) 議会議決事項

○ 令和6年12月19日招集の有明海自動車航送船組合議会第2回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 令和5年度有明海自動車航送船事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○ 令和7年3月27日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部を改正する条例
第2号 令和7年度有明海自動車航送船事業会計予算

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1
イ 貸借対照表 別表2

(6) 令和7年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表3

別表1

令和6年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書

(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)

単位:円

1	営業収益			
		521,245,025		
(1)	運航収入	(1,025,391,908)		
		4,774,975	526,020,000	
(2)	運航雑入	<u>(7,895,876)</u>	(1,033,287,784)	
2	営業費用			
		5,301,142		
(1)	一般管理費	(7,695,767)		
		399,947,040		
(2)	運航経費	(748,962,422)		
		161,234,842	566,483,024	
(3)	運航管理費	<u>(294,623,595)</u>	<u>(1,051,281,784)</u>	
	営業損失			40,463,024
				(17,994,000)
3	営業外収益			
		242,375		
(1)	受取利息及び配当金	(258,002)		
		14,709,655		
(2)	他会計補助金	(55,519,218)		
		55,485,815		
(3)	長期前受金戻入	(110,971,315)		
		3,130,137	73,567,982	
(4)	雑収入	<u>(4,821,642)</u>	(171,570,177)	
4	営業外費用			
		0		
(1)	支払利息	(0)		
		0		
(2)	雑損失	(0)		
		5,055,541	5,055,541	68,512,441
(3)	雑支出	<u>(5,055,541)</u>	<u>(5,055,541)</u>	<u>(166,514,636)</u>
	経常利益			28,049,417
				(148,520,636)
5	特別利益			0
				(0)
6	特別損失			0
				(0)
	当年度純利益			28,049,417
				(148,520,636)
	前年度繰越利益剰余金			65,451,762
				<u>(65,451,762)</u>
	当年度未処分利益剰余金			93,501,179
				<u>(213,972,398)</u>

()は決算見込み

別表2

令和6年度有明海自動車航送船事業貸借対照表 (予定)

(令和7年3月31日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	3,246,415,317		
減価償却累計額	<u>2,606,075,151</u>	640,340,166	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	784,780,728		
減価償却累計額	<u>425,433,057</u>	359,347,671	
ニ 構 築 物	235,178,370		
減価償却累計額	<u>217,788,935</u>	17,389,435	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	39,773,403		
減価償却累計額	<u>34,544,725</u>	5,228,678	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>5,100,000</u>	
有形固定資産合計			1,039,633,741
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>	
投資合計			<u>30,020,000</u>
固定資産合計			1,070,411,341
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		2,404,852,636	
(2) 未 収 金		11,208,461	
(3) 前 払 金		0	
(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>2,417,061,097</u>
資 産 合 計			<u>3,487,472,438</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1) 長 期 借 入 金	0	
(2) 引 当 金		
イ 退職給付引当金	195,191,948	
ロ 修繕準備引当金	<u>3,743,853</u>	
固定負債合計		198,935,801
4 流 動 負 債		
(1) 長 期 借 入 金	0	
(2) 未 払 金	59,225,747	
(3) 預 り 金	1,168,988	
(4) 引 当 金		
イ 賞与引当金	15,170,020	
(5) その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流動負債合計		76,564,755
5 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	1,748,034,273	
(2) 収益化累計額	<u>1,274,984,789</u>	
繰延収益合計		<u>473,049,484</u>
負債合計		<u>748,550,040</u>

資 本 の 部

6 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計		1,855,650,000
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	9,500,000	
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>	
資本剰余金合計		10,300,000
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	190,000,000	
ハ 建設改良積立金	469,000,000	
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>213,972,398</u>	
利益剰余金合計	<u>872,972,398</u>	
剰余金合計		<u>883,272,398</u>
資本合計		<u>2,738,922,398</u>
負債資本合計		<u>3,487,472,438</u>

別表3

令和7年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第1条 令和7年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 航 海 数	12,800 回
(2) 年 間 輸 送 台 数	350,000 台
(3) 年間輸送同乗旅客数	360,000 人
(4) 年間輸送一般旅客数	65,000 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 事業収益	1,284,782 千円
第1項 営業収益	1,166,856 千円
第2項 営業外収益	117,926 千円
	支 出
第1款 事業費	1,276,724 千円
第1項 営業費用	1,218,007 千円
第2項 営業外費用	23,717 千円
第3項 予 備 費	35,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額425,000千円は、過年度分損益勘定留保資金425,000千円で補てんするものとする。）。

	収 入
第1款 資本的収入	0 千円
	支 出
第1款 資本的支出	425,000 千円
第1項 建設改良費	420,000 千円
第2項 長期借入金償還金	0 千円
第3項 予 備 費	5,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	214,225 千円
(2) 交 際 費	200 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。